

安定型処分場建設差止が認められた判例

産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件

(千葉地裁木更津支部平成 17 年 5 月 12 日判決)

- ・千葉県富津市の安定型処分場建設をめぐる、次のような権利(特に人格権)に基づく処分場建設差止請が認められた。

判決文より抜粋

第 2 事案の概要

本件は、原告らが、被告に対し、人格権(身体的人格権、平穩生活権)による妨害予防請求権に基づき、本件予定地に被告が建設、使用、操業を予定している安定型産業廃棄物の最終処分場(以下「本件処分場」という)の建設、使用、操業の差止を求める事案である。

害を受けるとし、同目録に第 3 群と表示した原告らは、地下水、河川水を農業用水として使用する者であるから、収穫された農作物が汚染される被害を受けるとし、同目録に第 4 群と表示した原告らは、湊川を水源とする水道設備の利用者であるから、水道水源の汚染により飲料水が汚染される可能性があるとし、同目録に第 5 群と表示した原告は、湊川での漁業者であり、湊川の汚染により漁獲物が汚染される被害を受けるとし、同目録に第 6 群と記載した原告らは、本件処分場の建設、操業により、本件処分場に至る道路の使用や生活環境に影響を受ける者であるとして、本件処分場の建設、使用、操業の差止を求めている。

差止請求が認められた理由

①有害物質の混入が不可避

判決文より抜粋

しかしながら、本件処分場に廃棄物の受入がなされた時点においては、中間処理段階で廃棄物は既に細かく破碎されており、しかも本件処分場における分別作業は従業員の手作業によらざるを得ないのであるから、日々多数回にわたり大量に搬入される廃棄物(埋立容量が約 97 万立方メートル、大型車両約 9 万 8 0 0 0 台余に及ぶ大規模な廃棄物)からこうした有害物質を除去するのは現実的には困難であるし、まして廃棄物の添加物として混然一体となっている有害物質を手作業で除去するのは不可能といわざるを得ない。

(5) 検討

以上の検討で明らかのように、本件処分場に安定型産業廃棄物以外の有害物質が混入することは不可避であると認めざるを得ない。

②汚染水が処分場外に拡散していくこと

判決文より抜粋

(7) 検討

以上の検討によれば、本件処分場内に雨水等の水が入り、その水が被圧地下水となって、帯水層や地層中のクラック等の移行経路を通じて、本件処分場外へ拡散されると認められる。

差止の必要性についての結論

- 「①有害物質の混入が不可避 及び ②汚染水が処分場外に拡散していくこと」により「生命に影響が及ぶのを阻止しようとする」

→ 権利侵害の「恐れがある」ことで差止になっている判決文より抜粋

(5) 差止の必要性について

本件における原告 A 3 外 6 名の原告らの請求は、身体的人格権に基づく差止請求であり、本件処分場から有害物質が流出して身体の健康さらには生命に影響が及ぶのを阻止しようとするものである。そして、本件処分場は埋立量の多い大規模な処分場であり、ひとたび有害物質が地下に浸出して汚染が拡散し、人体に悪影響が発生した場合には、その被害を回復し、拡大を止めるのは著しく困難であるから、本件処分場を建設する前に妨害排除の予防請求をする要請は強く、本件処分場の建設、使用、操業については事前にこれを差止める必要性があると認められる。